

明日香村立学校給食センター物資取扱規定

(目的)

第1条 この規定は、明日香村立学校給食センター（以下「給食センター」という。）の給食物資の適正な発注と円滑な納入を図るため必要な事項を定める。

(納入業者の登録)

第2条 納入業者は、奈良県学校給食会取り扱い物資以外のものについては、業者は物資納入業者登録申請を毎年度初め1ヶ月以前に提出し、登録を受けなければ物資の納入はできないことを原則とする。

(登録名簿)

第3条 前条の規定により申請された業者に関しては、明日香村立学校給食運営委員会において審査のうえ適格と認めた場合、登録名簿に登録しなければならない。

(登録の資格)

第4条 第3条に定める登録業者は、必ず次の諸条件を備えていなければならない。

- ① 引き続き2年以上の開業実績のあるもの。
- ② 営業許可を必要とする業種は必ず許可を受けているもの。
- ③ 納税が完納されているもの
- ④ 食品衛生監視員による監視結果が、優秀と認められた業者であること。

(入札)

第5条 納入物資は、原則として登録された業者による指名競争入札あるいは、見積もり合わせにより決定されたものでなければならない。

2. 入札に付しがたい物資等については、登録業者と随意契約により納入できるものとする。

(契約)

第6条 落札した業者は、村と別紙契約書により契約を締結しなければならない。

2. 前項の契約締結にあたって業者は、別に定める従業員等の検便結果表を必ず提出しなければならない。

(納 入)

第7条 物資納入契約業者は、給食センター所属長の指示に基づき納入の際、必ず検品を受けること。

(納入契約の解約)

第8条 納入業者は、給食センター所属長の指示に従わずまた本契約に違反した場合、村は納入契約を解約することができる。

附 則

この規定は、昭和 63 年 1 月 24 日から施行する。